

第2部 環境の状況と環境の保全に関する講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第2章 第1部

第1節 豊かな自然や生物多様性の保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬渓地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帶性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどが群生する九州山頂帶植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（平成27年3月31日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い

人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果として自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雜木林は、薪炭林として伐採が繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近は、過疎化に伴い畠跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帶状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

第1項 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

(1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及

び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成27年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの2か所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.2%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の3か所8万9,306ha（同14.1%、同51.2%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の5か所6万3,840ha（同10.1%、同36.6%）となっており、その総面積は、17万4,340haで北海道、新潟県などについて7番目に多く、県土面積の約28%（全国6位）を占めている。（図2.1-1及び表2.1-2）

図2.1-1 大分県の自然公園等

（平成28年3月31日現在）



表2.1-2 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

(平成28年3月31日現在)
(単位: ha)

①国立公園

公園名	指定年月日	面 積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 59.9.20 (区域変更) 平成25.2.28 (区域変更)	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう 国 立 公 園 (61.9.10名称変更 「くじゅう」を挿入)	昭和9.12.4 28.9.1 (区域変更) 31.5.1 (区域変更) 40.3.25 (区域変更) 56.12.14 (区域変更) 61.9.10 (区域変更) 平成7.12.12 (区域変更)	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマカリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園

(単位: ha)

公園名	指定年月日	面 積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 (区域変更) 56.9.5 (区域変更)	74,772.50	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬渓と、メサ・ビュートの獨特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峠一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内渓谷などを含む山岳を中心とした公園である。 モミヤツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど、学術上貴重な動植物が数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域もある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

③県立自然公園

(単位 : ha)

公園名	指定年月日	面 積	公園の特色	所在市町村
国 東 半 島 県 立 自 然 公 園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定) 平成27.6.26 (計画変更)	19,232.80 陸域 15,132.80 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化材を数多く含むほか、耶馬渓式景観が林立する国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸となる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種レクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
豊 後 水 道 県 立 自 然 公 園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市
神 角 寺 芹 川 県 立 自 然 公 園 (36.4.28名 称 変 更 「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ丘、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、渓仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津 江 山 系 県 立 自 然 公 園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と渓谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖 母 傾 県 立 自 然 公 園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、渓谷を中心とした公園で、神原や内山觀音、大白谷、九折などを含み、内山觀音の文化財、神原渓谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市)に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	佐伯市、竹田市、豊後大野市

(2) 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成27年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2.1-3のとおり6地域が指定され

ている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha及び高陣ヶ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

表2.1-3 自然環境保全地域指定状況

(平成28年3月31日現在)
(単位: ha)

名称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霧山自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物保護地区2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林をはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計 6 か所	-	-	16.16	12.92 (2.8)	

(3) 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。平成27年度末における指定地区は、表2.1-4のとおり2地区である。

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るために公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社

会条件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行うことができる。

(2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成27年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2.1-5のとおりである。

表2.1-4 自然海浜保全地区指定状況

(平28年3月31日現在)

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

表2.1-5 平成27年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

公園名	国定公園			県立自然公園					合 計
	耶馬日田 英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺川	津江山系	
	知 事			知 事					
許可・協議	工作物の新築	52	7	4	4				67
	工作物の増築	2	4	2	2				10
	工作物の改築	15	2	2					19
	木竹の伐採	3		2					5
	土石の採取	7							7
	広告物等の設置	1		7					8
	土地の形状変更	4	1	1					6
	指定植物の採取	1		1					2
	水面の埋立								0
	その他								0
計		85	14	19	6	0	0	0	124
届出・通知	工作物の新築	1	2			1		1	5
	工作物の増築				2				2
	工作物の改築							1	1
	土石の採取	1							1
	広告物等の設置								0
	土地の形状変更	4			2		1	1	8
	水面の埋立								0
	計	6	2	0	4	1	1	2	17
合 計		91	16	19	10	1	1	2	141

(3) 自然環境保全地域等の保全管理

自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

3 ラムサール条約

平成17年（2005年）11月8日アフリカのウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国會議（COP9）にて、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原が保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として昭和46年（1971年）にイランのラムサールで採択された。日本は昭和55年（1980年）に加盟し、COP9により「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」をはじめ、20の湿地が登録された。平成28年9月現在の国内登録湿地は50か所となっている。

平成11年（1999年）の第7回締約国會議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象湿地を拡大した。

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的とした重要な国際条約であり、締約国には登録湿地の保全と「ワイスユース」（賢明な利用）の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となっている。

くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。

第2項 自然景観の保全と活用

1 沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、県民生活上又は観光上重要で、環境の美化が特に必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に、県道等から眺望することができる山、川、田園等の優れた景観を有し、その景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。現在沿道環境美化地区に12路線、沿道景観保全地区に4地区を指定し、こうした地区で、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

2 沿道環境美化の推進

(1) 条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

このため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

(2) 主な経過

昭和63年3月に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を公布し、同年10月に同条例及び規則の施行を行った。

その後の地区指定の状況は表1-2のとおりである。

また、景観法に基づく景観計画を定め、かつ、同法委任条例を施行した市町村の景観計画の区域は、より地域の状況に即したきめ細かな景観形成への誘導が図れることとなるため、当条例の規定を適用しない旨（適用除外

規定の追加) の条例改正を平成19年3月に行つた。

(3) 指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等

の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、指定地区内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

表2.1-6 沿道景観保全地区等指定状況

(平成28年3月31日現在)

ブロック	指定地区名	所 在	指定年月日	面積・延長
県北・国東	守江湾 沿道景観保全地区	(国道213号沿い) 杵築市	元.3.27	約931ha
	亀川・大分空港間 沿道環境美化地区	(国道10号～国道213号沿い) 別府市、日出町、杵築市、国東市	元.3.27	約35km 道路側端から20mの範囲
	甲尾山周辺 沿道景観保全地区	(国道10号沿い) 杵築市	3.3.25	約840ha
	日出・中津バイパス間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 日出町、杵築市、宇佐市、中津市	3.3.25	約54km 道路側端から20mの範囲
	宇佐別府道路 沿道環境美化地区	(宇佐別府道路沿い) 別府市、日出町、杵築市、宇佐市	7.3.31	約31km 道路の区域から20mの範囲
	大分空港道路及び 日出バイパス 沿道環境美化地区	(大分空港道路沿い) 日出町、杵築市、国東市	7.3.31 15.3.31 (区域拡張)	約32km 道路の区域から20mの範囲
県北・国東 中央・久大	中津・天瀬間 沿道環境美化地区	(国道212号沿い) 中津市、日田市	16.3.31	約75km 道路側端から20mの範囲
中央・久大	由布院盆地 沿道景観保全地区	(国道210号沿い) 由布市	元.12.25	約488ha
	賀来・滝瀬間 沿道環境美化地区	(県道大分挾間線～国道210号沿い) 大分市、由布市、九重町、玖珠町	元.12.25	約58km 道路側端から20mの範囲
	九州横断自動車道 長崎大分線 沿道環境美化地区	(九州横断自動車道長崎大分線沿い) 大分市、別府市、日出町、由布市、九重町、玖珠町、日田市	7.3.31 15.3.31 (区域拡張)	約103km 道路の区域から20mの範囲
	東九州自動車道 沿道環境美化地区	(東九州自動車道沿い) 大分市、臼杵市、津久見市	15.3.31	約27km 道路の区域から20mの範囲
	大分・久住間 沿道環境美化地区	(国道442号、県道412号及び県道30号沿い) 大分市、豊後大野市、竹田市	16.3.31	約51km 道路側端から20mの範囲
豊肥	菅生 沿道景観保全地区	(国道57号沿い) 竹田市	3.3.25	約566ha
	犬飼・菅生間 沿道環境美化地区	(国道57号沿い) 豊後大野市、竹田市	3.3.25	約47km 道路側端から20mの範囲
豊肥・県南	宇目・犬飼間 沿道環境美化地区	(国道326号沿い) 佐伯市、豊後大野市	16.3.31	約39km 道路側端から20mの範囲
県南	上戸次・宗太郎峠間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 大分市、豊後大野市、臼杵市、佐伯市	3.3.25	約63km 道路側端から20mの範囲
計	沿道景観保全地区 沿道環境美化地区	4地区 約2,825ha 12路線 約 615km		

※平成19年7月1日から、大分市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成20年7月1日から、別府市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成22年9月1日から、中津市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成23年6月1日から、臼杵市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成24年4月1日から、日田市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成25年4月1日から、宇佐市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成25年10月1日から、杵築市の景観計画区域(市内全域)は適用除外
 平成25年12月1日から、由布市の景観計画区域(由布院盆地景観計画区域)は適用除外
 平成28年7月1日から、竹田市の景観計画区域(市内全域)は適用除外

第3項 多様な生態系の保全

1 生物多様性の現状把握及び対策

(1) 希少野生動植物の調査及び保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を図るため、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」、平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。さらに、平成22年度にはそのデータの見直しを行い、「レッドデータブックおおいた2011」として大分県ホームページにおいて公表し、平成24年度に普及版を発行した。

平成18年3月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（25種）や保護管理事業計画の決定（5種）を実施している。

また、平成24年度から希少野生動植物の保護活動をNPOに委託して行う「絶滅危惧種保護活動事業」を継続して実施し、平成27年度はベッコウトンボやハマナツメなどの保護活動を7団体に委託した。

(2) 外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成16年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成22年度から毎年度防除研修会を開催しており、平成27年度は2市で行った。

また、平成25年度から特定外来生物の駆除活動をNPO等に委託して行う特定外来生物駆除活動支援事業を実施し、平成27年度は1団体に委託した。

さらに、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページ等を活用して実施している。

(3) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握す

るために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2.1-7のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成18年度は、平成17年11月に「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」がラムサール条約湿地に登録されたことから、その保全と賢明な利用の基礎資料を得るため、坊ガツル湿原を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成19年度は、「くじゅう坊ガツル地域自然環境学術調査報告書」の内容を中心に、自然ガイドブックVol. 13「くじゅう坊ガツル地域の自然」を発行した。

平成23年度から自然公園内におけるシカの食害等の影響を把握するため、奥山地域植生調査を実施し、平成27年度には祖母傾国定公園のほか耶馬日田英彦山国定公園等で調査を行った。

(4) 生物多様性おおいた県戦略の策定

本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため平成23年3月に策定した「生物多様性おおいた県戦略」の期間が平成27年度末に終了することから、さらなる取組の推進のため、平成28年3月に「第2次生物多様性おおいた県戦略（2016-2020）」を策定した。

「第2次生物多様性おおいた県戦略（2016-2020）」では、「生物多様性国家戦略2012-2020」の5つの基本戦略と、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」をふまえ、生物多様性を「理解する」、「行動する」、「保全する」、「回復する」、「未来につなぐ」という5つの基本方針を掲げ、今後5年間の取組を明らかにした。

基本目標である「豊かな自然と人間とが共生するふるさと“おおいた”の創造」を目指し、国、市町村、NPO、企業及び県民と連携し、取組を進める。

(5) 県民参加型の生きもの調査

身近な生きものを調査し、結果を環境省が運営する「いきものログ」に登録する県民参加型のいきもの調査「いきものウォッチング」を4団体に委託し、実施した。ツバメやヤニホンジカなどの調査を通して参加者に自然とふれあう機会を提供した。

表2.1-7 自然環境学術調査実施状況

年 度	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44 大分県海中公園候補地学術調査報告書(日豊海岸国定公園候補地資料)
	昭和48 大分県の植生
	昭和49 大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和49 自然環境調査報告(地形・地質)国東半島地域
	昭和50 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(国東半島地域の植物)
	昭和50 祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(阿蘇くじゅう国立公園地域)
	昭和52 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(玖珠地区)
	昭和53 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県南地区)
	昭和54 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県北地区)
	昭和55 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(日田地区)
	昭和56 大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(豊肥地区)
	昭和57、58 耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59 祖母傾国定公園学術調査
	昭和60 日豊海岸国定公園学術調査
	昭和63 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成19、20 国東半島県立自然公園自然環境学術調査
	平成23 奥山地域植生調査(祖母傾国定公園)
	平成24 奥山地域植生調査(国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園)
	平成25 奥山地域植生調査(耶馬日田英彦山国定公園及び津江山系県立自然公園)
	平成26 奥山地域植生調査(耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園)
	平成27 奥山地域植生調査(耶馬日田英彦山国定公園及び日豊海岸国定公園)
限定した地域の調査	昭和48 西の小池とその周辺の植生(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成3 小田の池自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成4 猪の瀬戸湿原自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成5 蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査(日豊海岸国定公園)
	平成6 深耶馬地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
	平成7 夷耶馬・鷺巣岳地域自然環境学術調査(瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園)
	平成8 酒呑童子山地域自然環境学術調査(津江山系県立自然公園)
	平成10 くじゅう黒岳地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成11 藤河内渓谷周辺地域自然環境学術調査(祖母傾国定公園)
	平成12 犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
	平成13 くじゅうタデ原地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成14 佐賀閾町高島及び関崎周辺地域(瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園)
	平成15 鶴見半島及び大島地域(日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園)
	平成18 坊ガツル地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)

2 野生動植物との共生と保護体制の整備

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣による農林水産物等被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第11次鳥獣保護事業計画

(平成24～28年度)」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を指定している。鳥獣保護区は、平成27年11月1日現在で、県下で66か所、県土面積の約5.5%にあたる34,836haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地9か所については特別保護地区に指定し、この中

には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市（旧蒲江町）の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市（旧佐賀関町）の高島などが含まれている。

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編表 自然2）については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間（イノシシ・シカについては11月1日から翌年3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で67名の鳥獣保護員を委嘱し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者によるH26年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編 表 自然3）

ウ 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業への被害は、中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることから、これを防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者の捕獲状況把握やシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月1日から3月15日までに延長し、シカについては1日1人1頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の拡充と併せ、「県内一斉捕獲」等の計画的な捕獲活動やドロップネット等の大量捕獲装置の導入を進めるなど、捕獲圧の強化を図り、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況 資料編 表 自然4）

エ 予防対策等

平成20年度から県では鳥獣害対策アドバイザーの養成に取り組んでおり、市町村、県、農業共済組合、農協職員また獵友会会員等で、集落や農家に対して的確に鳥獣害対策を助言できるよう、県の鳥獣害対策研修会を受講した者を認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員2名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年8月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部（本部長：副知事）を県庁内に、現地対策本部を各県振興局単位に設置し、総合的な鳥獣被害対策を実施している。

このなかで、平成27年度から被害の大き

い集落を予防強化集落として指定し、計画的・集中的な防護柵と併設する箱わなで、里に生息し農作物を荒らすイノシシの捕獲を推進している。

3 野生動植物の生育・生育環境の保全

(1) キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に平成27年度は740羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

(2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月第二日曜日を中心に、全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や、11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

(3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛とともに、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象として愛鳥モデル校を指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。

(4) 傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣110番救護所を29か所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰に向けた取組を行っている。

第4項 森林の保全

1 森林保全の現状と課題

木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活していく上で重要な役割を果たしている。

また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正に管理された活力ある森林を健全に維持、増進することが必要である。

しかしながら、山林所有者や林業従事者の高齢化、後継者不足等により、森林の手入れ不足が懸念され、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、既存制度を有効に

活用し、様々な対策を講じた。

2 造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業体が行う造林、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、スギ、ヒノキ等の人工林の健全な育成に必要な間伐事業に対して重点的に助成を行っている。平成27年度は4,205haの間伐事業を含め、10,337haの森林整備事業に対して助成を行った。

3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成27年度は新たに、544haを保安林に指定したほか、主に公益上等の理由で6haの解除を行った。この結果、平成27年度末現在の保安林面積は119,792haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により荒廃した保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

4 林地開発許可

保安林以外の森林については、林地開発許可制度により、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成27年度は、新規8件、変更5件の許可を行った。

5 県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を生かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林自然環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

また、NPO等に県民の森をフィールドとして提供し、森林とのふれあいや自然体験活動を支援している。

さらに、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

6 森林環境税の活用

県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための財源として、平成18年度に「森林環境税」を導入し、平成23年度から27年度までの5年間を第2期として、様々な事業に取り組んできた。

第2期は、「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林（もり）づくり」をテーマとして、3つの施策を柱に各種事業を実施した。

1つ目は「災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備」で、森林の持つ公益的機能の回復や保全を図るために、荒廃した森林や竹林の整備、シカ被害から森林を守るための事業を重点的に実施した。2つ目の「低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用」では、林業適地において低成本再造林を促進し、将来にわたって利用が可能で、二酸化炭素吸収能力が高い健全な人工林資源を確保し、併せて再生産が可能な木材利用促進を推進した。3つ目の「県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組」では、県民総参加の森林づくり運動の推進や森林ボランティア活動の支援、NPO等が行う森林づくり活動や森林環境教育活動等を支援した。

第5項 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

2 砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を本来の緑豊かな環境に戻すことを基本理念としている。このため事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほ

か、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を行っており、平成28年度は別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武藏（藤本）地区）において事業を実施している。

第6項 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による140名（平成28年7月1日現在）の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

2 普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 自然公園美化活動

「環境月間」中（6月1日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（6月第1日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布するなどして自然公園内の美化を呼びかけた。

(2) 案内板の設置

自然公園と自然環境保全地域の周知と利用促進を目的として、区域等を示した案内板を設置しており、平成27年度は、霊山自然環境保全地域に設置した。

3 ジオパーク活動の推進

ジオパークとは、地球活動の遺産を主な見所とし、地形や地層などの地質遺産を地域資源として活用しながら、観光・ツーリズムの振興や教育学習活動等に活かしていく取組である。

本県には、日本列島の形成過程を示す地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い貴重な地形や地質が多く存在していることから、県は

それら地質遺産の価値を県民自らが理解し保全・活用していくため、広く周知を行うとともに、平成23年度から姫島村及び豊後大野市の日本ジオパーク認定に向けた取組への支援を行ってきた。

平成25年9月に両地域が日本ジオパークに認定されたことから、これを契機として、国内外の研究者等に情報発信する国際フォーラムを開催したほか、各種調査の実施による学術的基盤の強化や受入体制の充実を図るなど、持続可能なジオパーク活動とするための取組を行っている。

平成23年度の取組

- ・ジオシンポジウム・ジオウォークの開催
豊後大野市、姫島村、別府市で開催
参加者総数 590名

平成24年度の取組

- ・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援
- ・ジオシンポジウム・ジオウォークの開催
竹田市、九重町、別府市、津久見市で開催
参加者総数 515名

平成25年度の取組

- ・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援
- | | |
|----------|---|
| 平成25年4月 | 日本ジオパーク認定申請書提出 |
| 5～8月 | 日本ジオパーク委員会による公開審査、現地審査 |
| 9月24日 | 日本ジオパーク認定決定 |
| ・平成26年2月 | おおいたジオ国際フォーラム開催（場所：別府市）
参加者総数 1,341名 |

平成26年度の取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・学術研究論文等の募集
- ・アウトドア系雑誌記者対象モニターツアーの実施

平成27年度の取組

- ・姫島村及び豊後大野市のジオパーク活動が、持続可能な取組となるよう支援
- ・学術研究論文等の募集
- ・平成27年12月 おおいたジオうつくしフォーラム開催（場所：豊後大野市）
参加者総数 302名

平成28年度の取組

- ・平成29年に実施される日本ジオパーク再認定審査を見据え、姫島村と豊後大野市の課題解決に向けた対応を強化し、両地域のジオパーク活動が持続可能な取組となるよう支援

4 ユネスコエコパーク登録推進

ユネスコエコパークとは、「生物圏保存地域」の国内通称で、ユネスコが行う「人間と生物圏（MAB）計画」において、自然と人との共生における世界的モデル地域として位置づけられている。「生態系の保全と持続可能な利活用の調和の推進」を目的とし、保護・保全だけでなく、地域の豊かな自然や、そこから生まれた文化を生かして経済や地域の発展を目指すことを自然保護とともに重視している。

大分県と宮崎県では、原生的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母・傾・大崩山系について、周辺の6自治体（大分県佐伯市・竹田市・豊後大野市、宮崎県延岡市・高千穂町・日之影町）や関係団体とともに、「祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会」を立ち上げ、登録に向け取り組んでいる。

平成25年度の取組

- ・大分県祖母傾ユネスコエコパーク推進協議

会 発足

平成26年度の取組

- ・宮崎県と連携した取組を開始
- ・祖母傾ユネスコエコパーク大分・宮崎推進協議会 発足

平成27年度の取組

- ・日本ユネスコ国内委員会による申請書概要の審査を通過
- ・地元機運の醸成や普及啓発の活動（シンポジウム・セミナーの開催、リーフレットやホームページ制作等）

平成28年度の取組

- ・日本ユネスコ国内委員会による申請書案の審査を通過
- ・ユネスコエコパークの候補地として、ユネスコへの国内推薦が決定
- ・日本ユネスコ国内委員会よりユネスコへ申請書を提出
- ・地元機運の醸成や普及啓発の活動（国内推薦決定記念シンポジウムの開催、祖母傾・大崩山系フォトコンテスト、子ども自然観察会等の実施）

第2節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めて

いる。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、平成27年度末で58地区、面積2,946.8ha、施行済56地区、面積2,815.1ha、施行中2地区、面積131.7haである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図っている。

(3) 共生のまち整備事業

高齢者、障がいのある方、児童などすべて

の県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①点字ブロックの設置や歩道の段差等の改良、②県有施設（建物、公園等）での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等）の整備を進めている。

2 都市公園等の整備計画

(1) 都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2.1-8のとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に新規整備や既存施設の更新を進めている。平成27年度の事業概要(交付金事業)は表2.1-9のとおりである。

また、計画的な都市公園の整備を推進するため、平成26年4月には「大分県都市公園条例」の一部を改正し、今後の都市公園の整備目標を定めている。

第2項 美しい景観の形成

1 都市景観の創出

都市機能の拡散により、都市活動が広範囲に広がり、自然地や農地の宅地化などにより、本県が有する豊かな自然環境や田園景観が脅かされつつある。近年では、景観法や歴史まちづくり法が施行され、豊かな自然的景観や歴史的なまちなみなど大分固有の都市景観の創出を図っている。

表2.1-8 大分県の都市公園現況（H27暫定値）

公園種別 都市名	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市		風致公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	540	104.39	23	42.26	4	20.56	7	67.48	3	29.03	2	167.75	0	0	3	7.01
別府市	125	11.26	7	8.20	1	6.38	2	38.08	1	15.61	0	0.00	0	0	1	5.66
中津市	15	3.90	6	7.17	0	0.00	1	6.40	1	35.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日田市	23	4.98	3	4.94	3	10.42	2	23.99	0	0.00	0	0.00	0	0	3	3.93
佐伯市	17	4.45	1	1.00	0	0.00	1	6.72	1	47.32	0	0.00	0	0	0	0.00
臼杵市	2	0.28	0	0.00	0	0.00	3	24.20	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
津久見市	23	3.32	2	2.00	2	9.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
竹田市	1	0.39	3	4.90	0	0.00	0	0.00	1	17.41	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後高田市	5	1.31	1	2.20	1	8.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
杵築市	18	1.97	2	4.92	0	0.00	2	11.78	0	0.00	0	0.00	0	0	1	5.17
宇佐市	7	2.03	1	1.14	2	12.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後大野市	4	1.36	0	0.00	0	0.00	1	14.51	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
由布市	21	2.15	1	2.24	1	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
国東市	4	1.47	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日出町	9	2.32	1	1.01	3	8.09	1	10.91	0	0.00	1	31.45	0	0	0	0.00
玖珠町	1	0.25	0	0.00	0	0.00	1	4.00	1	10.00	0	0.00	0	0	0	0.00
都市公園計	815	145.83	51	81.98	17	81.23	21	208.07	8	154.37	3	199.20	0	0	8	21.77

特定地区公園（カントリーパーク）

日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.91										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	7.60										
小計(カントリーパーク)					7	66.39										
大分県計	815	145.83	51	81.98	24	147.62	21	208.07	8	154.37	3	199.20	0	0	8	21.77

面積単位 : ha 1人当面積 : m² [各小数点以下2桁表示]
(平成28年3月31日現在)

特殊公園						緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口(千人)	1人当面積(m ²)
動植物園		歴史公園		墓園		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
1	8.57	2	0.68	0	0.00	4	110.20	136	114.35	1	1.12	14	17.72	740	691.12	467	14.80
0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.94	0	0.00	0	0	2	2.31	140	88.44	120	7.37
0	0.00	2	1.71	0	0.00	0	0.00	1	1.17	0	0	0	0.00	26	55.35	70	7.91
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	34	48.26	51	9.46
0	0.00	1	44.36	0	0.00	0	0.00	14	1.70	0	0	2	2.76	37	108.31	39	27.77
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	24.48	28	8.74
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	27	14.48	16	9.05
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	22.70	8	28.38
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.21	0	0.00	8	12.12	15	8.08
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	23.84	21	11.35
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	10	15.50	45	3.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	15.87	14	11.34
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	10.28	24	4.28
0	0.00	1	4.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	5.78	4	14.45
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	15	53.78	28	19.21
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	3	14.25	10	14.25
1	8.57	6	51.06	0	0.00	5	111.14	151	117.22	2	1.33	18	22.79	1,106	1,204.56	960	12.55

																1	6.70	
																1	4.91	
																1	6.20	
																1	13.00	
																1	18.10	
																1	9.88	
																1	7.60	
																7	66.39	
1	8.57	6	51.06	0	0.00	5	111.14	151	117.22	2	1.33	18	22.79	1,113	1,270.95	960	13.24	

国公表値：特定地区公園旧町村人口を含まない場合→

1,113	1,270.95	960	13.24
-------	----------	-----	-------

表2.1-9 平成27年度の事業概要（交付金事業）

都市名	事業主体	箇所数	箇 所 名
大分県	県	2	大洲総合運動公園他1公園
大分市	市	8	駄原総合運動公園他7公園
別府市	市	1	鉄輪地獄地帯公園
中津市	市	1	大貞総合運動公園
日田市	市	3	大原公園他2公園
佐伯市	市	1	佐伯市総合運動公園
臼杵市	市	1	臼杵市総合公園
杵築市	市	1	杵築市福祉公園
宇佐市	市	10	響山地区公園他9公園
日出町	市	1	豊岡公園
計（1県9市）		29か所	

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いで行かなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第5次計画（平成25年度～34年度））を策定し、緑の保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹木、樹林の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹木、特別保護樹林に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内では特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は63本であり、表2.1-10のとおりである。

イ 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、それ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、表2.1-11のとおりである。

(2) 緑地の造成

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るために緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月の緑化推進強化月間や10月のみどりのまちづくり推進月間、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ 環境教育の推進

みどりの少年団活動の支援や学校林を活用した森林体験活動、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

（公財）森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

表2.1-10 特別保護樹木・樹林の指定状況

(1) 特別保護樹木一覧表

番号	樹木名	所 在	所 有	胸高周囲 (cm)	樹高(m)	樹齢	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23.0	500	S49.3.15
2	フェニックス	豊後高田市吳崎	豊後高田市	200	12.0	63	S50.1.7
3	イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20.0	600	S50.1.7
4	カキ	豊後高田市真玉	富山 寿満	170	16.0	230	S50.1.7
5	イチイガシ	国東市国見町赤根一円坊	赤根社	290	22.0	300	S51.3.9
6	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	565	30.0	1,000	S49.3.15
7	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	790	22.0	950	S49.3.15
8	イチヨウ	別府市大字内成	大野 秀永	560	30.0	1,000	S49.3.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10.0	80	S49.3.15
10	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波 利一	182	10.0	200	S49.3.15
11	クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1,080	40.0	1,000	S49.3.15
12	イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22.0	1,380	S49.3.15
13	イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11.0	400	S49.3.15
14	ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25.0	430	S49.3.15
15	カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川 幸人	根元 350	13.0	200	S53.3.22
16	タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	500	25.0	350	S61.4.11
17	クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20.0	600	H1.10.3
18	トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36.0	1,200	S49.3.15
19	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎同尻	馬見塚 義人	570	24.0	300	S50.1.7
20	クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25.0	600	S50.1.7
21	アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12.0	500	S49.3.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9.0	400	S49.3.15
23	タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20.0	350	H14.1.8
24	クスノキ	佐伯市船頭町	佐伯市	620	18.0	560	S49.3.15
25	ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11.0	1,000	S49.3.15
26	ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬 精市	根元 103	3.0	180	S51.3.9
27	ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	204	16.0	390	S61.4.11
28	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	600	30.0	600	S50.1.7
29	ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	680	15.0	1,000	H14.1.8
30	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	185	8.0	400	S50.1.7
31	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	370	15.0	400	S51.3.9
32	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野 富士正	1,200	20.0	1,000	S49.3.15
33	ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市	470	30.0	350	S51.3.9
34	イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25.0	250	S53.3.22
35	イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	920	35.0	300	S49.3.15
36	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂 アヤメ	210	11.0	300	S51.3.9
37	カヤ	九重町大字菅原	佐藤 良作	根元 630	20.0	1,200	S49.3.15
38	イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾 嘉人	1,100	23.0	900	S49.3.15
39	マツツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5.0	300	S49.3.15
40	クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28.0	1,060	S50.1.7
41	イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井 登土太	530	36.0	1,000	S49.3.15
42	ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤 光雄	1,000	20.0	不明	H1.10.3
43	イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31.0	250	S49.3.15
44	クス	中津市大字大貞	薦神社	1,340	36.5	1,000	S49.3.15
45	スギ	中津市本耶馬溪町跡田	羅漢寺	610	40.0	380	S50.1.7
46	シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10.0	350	H10.3.20
47	スギ	中津市山国町中摩	諫訪神社	739	58.0	500	S50.1.7
48	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17.0	400	S50.1.7
49	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	340	15.0	350	S51.3.9
50	ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5.0	554	S53.3.22
51	イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	1,120	34.0	1,600	S49.3.15
52	スギ(右)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	590	31.0	400	H14.1.8
53	スギ(左)	宇佐市院内町齊藤	藤群神社	660	32.0	400	H14.1.8
54	ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬 秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
55	クロマツ	宇佐市大字往江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
56	オニツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 芳子	根元 150	7.0	200	H15.7.29
57	オニツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部 勇	根元 122	7.0	200	H15.7.29
58	ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	427	7.5	300	H18.3.14
59	ケンポナシ	国東市国見町赤根	古幡社	208	22.5	200	H18.3.14
60	スダジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	580	27	500	H20.4.8
61	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	中野地区	475	22.8	120	H23.10.28
62	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	柳ヶ浦小学校	280	5	100(推定)	H25.2.5
63	イヌマキ	佐伯市大字堅田	佐伯市西野地区区長	354	20.0	480	H25.10.8

(2) 特別保護樹林一覧表

(平成28年3月現在)

番号	名 称	所 在	所 有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
1	熊野 権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.3.15
3	觀海寺の森	別府市南立石觀海寺	佐藤 保雄	コジイ	S49.3.15
4	火男火壳神社の森	別府市鶴見	火男火壳神社	スギ、イチイガシ	S49.3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
6	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチョウ、モミ	S49.3.15
7	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.16
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
10	鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス、イチョウ、マキ	S51.3.9
11	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
13	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
14	健男社の森	豊後大野市緒方町上畠	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
15	キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山 順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
16	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチョウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
17	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
18	浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
19	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬渓町宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
21	真玉八幡神社の森	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12.9

表2.1-11 県緑化地域の指定状況

(平成28年3月現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49.3.15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49.3.15
計		610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.7
合計	4地域	1,230		

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間整備への期待が高まっている。このため、身近にふれあえる水辺の確保や、やすらぎを感じるうるおいのある川

づくりに努めている。また、ボランティア活動の支援、水辺の学習会等を行うことにより地域と連携した川づくりを推進している。

(主な取組)

リバーフレンド制度

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。

海岸環境の整備

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の安岐海岸で事業を実施している。

2 海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸や緑地・広場等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において行っている。

3 港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港、津久見港において行っている。

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

1 農地の適切な管理・保全

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の7割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加およびこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全など多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。現在、平成27年度にスタートした第4期対策（平成27～31年度）を実施中である。

平成27年の協定締結面積・交付金額は、ともに前年を下回ったため、新設された加算措置の周知を図りながら、条件不利地域の農業生産活動を継続する取組を支援している。

こうした取組の一例として、豊後大野市芦刈地区では農事組合法人を設立し、高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加をカバーしており、法人が担い手のいない農地の受け手となり維持管理を行っている。今後も6次産業化の取組や雇用の拡大等、地域資源や労力を活かす集落営農の実施のため、交付金を活用していく予定である。

このように県下各地で農業生産を維持しながら、集落間の交流、都市と農村の交流及び生態系の保全など多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

2 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスターplanに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境

創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合性を図ることが求められている。平成23年度までに、県内全ての市町村において本マスターplanを作成している。

なお、平成14年度から「大分県農業農村整備環境情報協議会」を県内全振興局に設置し、新規地区を中心に農業農村整備事業の実施により自然環境に与える影響について議論するとともに、現地調査等において、貴重な動植物の確認を行っている。さらに、必要に応じて追跡調査や移植などの環境保全対策も講じている。

また、景観に優れ豊かで住みよい農村の創造を目指し、ほ場整備、農道、農業用排水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・集落排水路・防災安全施設・農業活動拠点施設などの生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を、平成27年度は以下のとおり実施している。

- | | |
|--------------|------|
| ①農村振興総合整備事業 | 8地区 |
| ②中山間地域総合整備事業 | 20地区 |

さらに、平成19年度から実施している「農地・水保全管理支払交付金」に引き続き、平成26年度からは、「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動及び、農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組を行う活動に対して支援を行っている。

また、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用している。

第6項 歴史的・文化的遺産の保全と活用

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・文化的景観の6種類と埋蔵文化財に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

(2) 平成27年度に実施した記念物に対する文化財保護対策

ア 調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（25年度～）を実施するとともに、文化庁より

委託を受けて、国東半島六郷山寺院における名勝の調査事業（26～27年度）を実施した。

また、県全体の悉皆調査及び保護推進事業として、天然記念物（動植物・地質鉱物）緊急調査（25年度～）と大分県の文化的景観（25年度～）を生活環境部主体事業として実施した。

イ 指定

平成28年2月に六郷山夷岩屋の寺社境内（豊後高田市）など3件の史跡が新たに指定された。なお、記念物についての指定状況は、表2.1-12に示す通りであり、県下における国指定及び県指定の全ての文化財件

数は、表2.1-13に示す通りである。

ウ 保存修理及び環境整備

特別史跡の臼杵磨崖仏（臼杵市）をはじめとして、国史跡の宇佐神宮境内（宇佐市）、大分元町石仏（大分市）、岡城跡（竹田市）、菅尾磨崖仏（豊後大野市）、咸宜園跡（日田市）、ガランドヤ古墳（日田市）、角牟礼城跡（玖珠町）の保存修理、環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

大分市による大友氏遺跡・横尾貝塚、宇佐市による法鏡寺廃寺跡の土地公有化を支援した。

表2.1-12 記念物の指定状況

(史 跡)

分 類	国 指 定	県 指 定
貝塚・集落跡・古墳など	19	41
城跡など	3	9
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	12	34
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び墓	1	13
旧宅など	4	1
計	40	108

(平成28年3月31日現在)

(名 勝)

分 類	国 指 定	県 指 定
公園・庭園	1	3
峡谷・瀑布・溪流	1	3
山岳・丘陵		1
火山・温泉	1	
計	3	7

(天然記念物)

分 類	国 指 定	県 指 定
動物（生息地を含む）	5	7
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	9	5
計	23	78

表2.1-13 国・県指定文化財件数（選定含む）

(平成28年3月31日現在)

国 指 定	県 指 定	合計		
重要文化財（国宝4含む）	87	有形文化財	475	562
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	45	52
史跡（特別史跡1含む）	40	史跡	108	148
名勝	3	名勝	7	10
天然記念物（特別天然記念物2含む）	23	天然記念物	78	101
重要伝統的建造物群保存地区（選定）	1			1
重要文化的景観（選定）	3			3
選定保存技術	1		1	2
合計	170	合計	729	899

第3節 温泉の保護と利用

第1項 おおいた温泉基本計画

本県は、緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など、全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれている。中でも、温泉資源は豊富で、別府や由布院など全国的に著名な温泉地を中心に、県内の16市町村で温泉が湧出し、日本一の源泉数と湧出量を誇ることから、平成25年度には「おんせん県おおいた」として商標登録が認められた。

奈良時代に編纂された「豊後国風土記」にも温泉に関する記述があるように、県内では古くから浴用を中心に療養や保養、休養のために温泉が利用され、観光資源としても活用されてきた。また、温泉熱を活用した施設暖房や施設園芸、養殖漁業、地熱発電などの多目的な利用も行われ、その中でも、再生可能エネルギーとして注目を集める地熱発電による発電電力量は日本一となっている。

その一方で、温泉は雨水を起源とする有限な資源であり、持続可能な利用を行うためには適切に保護することが不可欠である。県内の温泉地においては、温泉の使い過ぎによる温度の低下や湧出量の減少、泉質の変化など、温泉資源の衰退化が生じつつある地域もあり、保護対策の強化を求める意見も強くなっている。また近年では、温泉偽装問題の発生や温泉付随ガスによる爆発事故、地熱開発の急激な増加、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項の改訂、療養泉の泉質分類の改訂など温泉資源及びその利用を取り巻く環境は大きく変化している。

こうしたことから、県では、新たに生じている課題や社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、今後の温泉行政の基本指針となる「おおいた温泉基本計画」を新たに策定した。「おんせん県おおいた」として温泉を将来にわたって持続可能な利用ができるよう保護し、魅力ある温泉利用を推進するため、今後はこの計画に基づいて諸施策を推進する。

第2項 温泉の資源保護

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県は平成27年3月末現在16市町村において温泉が湧出しており、源泉総数は4,381孔、湧出量は278,934L／分であり、ともに全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、由布

市、九重町、大分市等が挙げられる。

全国及び大分県の状況は、表2.1-14のとおりである。

表2.1-14 温泉の源泉数・湧出量

〈全国の状況〉

●源泉数の上位5都道府県

(平成26年度)

源泉数	
大 分 県	4,381
鹿 児 島 県	2,771
静 岡 県	2,274
北 海 道	2,222
熊 本 県	1,354

●湧出量の上位5都道府県

(平成26年度)

湧出量 (L/分)	
大 分 県	278,934
北 海 道	255,624
鹿 児 島 県	156,539
熊 本 県	139,453
青 森 県	137,554

〈大分県の状況〉

●源泉数の上位5市町村

(平成26年度)

源泉数	
別 府 市	2,291
由 布 市	941
九 重 町	405
大 分 市	242
日 田 市	164

●湧出量の上位5市町村

(平成26年度)

湧出量 (L/分)	
別 府 市	87,360
九 重 町	83,882
由 布 市	48,446
大 分 市	17,247
日 田 市	16,566

〈温泉の泉質〉

本県では県内のほぼ全域で温泉が湧出するとともに、含有する成分も多様であり、様々な泉質を楽しむことができる。温泉の泉質は泉温や液性、含有成分などで分類されるが、療養泉の分類によれば、県内では10種類のうち、含よう素泉と放射能泉を除く8種類の療養泉が湧出している。市町村別にみると、由布市や九重町には県内全域と同じ8種類の療養泉があり、別府市、竹田市においても7種類の療養泉が楽しめる。

また、療養泉の規定を満たす温泉に付けられる泉質名に基づいて分類すると、県内には現在97種類の泉質名をもつ温泉が湧出している。多様な温泉が湧出していることを裏付けている。特に別府市では、43種類の温泉が湧出しており、県内でもその泉質の豊富さは群を抜いている。なお、同一の泉源を利用している場合であっても、泉質は変化が生じることがあり、県内の温泉においても多数事例が報告されている。

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約52万kWのおよそ31%にあたる約16万kWの発電が行われており、全国一となっている。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、平成24年7月に創設された固定価格買取制度により、小規模地熱発電を目的とした温泉掘削及び温泉利用が急増している。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、温泉法に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」(年6回開催)に温泉掘削等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、表2.1-15のとおりである。

表2.1-15 温泉掘削等許可状況 (件)

年度／区分	掘削	増掘	動力	計
平成23年度	41	5	40	86
平成24年度	45	3	31	79
平成25年度	58	5	35	98
平成26年度	71	9	38	118
平成27年度	83	10	41	134

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（大分市にあっては大分市長）の許可を必要とするが、

平成27年度は、浴用82件、飲用5件の合計87件について許可した。

(2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととされており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第35条に基づき各保健所等の職員が管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) メタンガス対策

平成19年6月19日に東京都渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故を受けて、平成20年10月1日に施行された改正温泉法により、温泉をくみ上げる者はメタンガス濃度が基準値より低いことの知事による確認、又はメタンガス対策を行ったうえで温泉採取許可のいずれかを受けることが義務づけられた。

併せて、温泉掘削についても、メタンガス対策が新たに盛り込まれ、隣地からの距離の確保、掘削途中のメタンガスの測定等が義務づけられた。

3 温泉資源の保護と適正な利用

(1) 温泉資源の保護

現在、大分県環境審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘削を規制し、また別府市、由布市湯布院町の一部地域では、新規掘削を禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、今まで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘削が行われるようになるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところも出てきた。

温泉は有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していくば、今後の利用に支障が生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要があることから、県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉湧出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析する科学的調査を実施した。

これらの調査結果に基づき、温泉部会では、平成9年から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年から長湯温泉を保護地域に、平成13年からは宝泉寺温泉を保護地域に、平成15年には天ヶ瀬温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会が定める審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度からは、これら4地域を

含む1市4町（市町村合併後は4市1町）の9地域について、温泉資源の現状把握と保護対策の効果検証を目的に、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングする温泉資源監視基礎調査を実施している。平成17年度からは対象地域に大分市も加え、平成27年度は計16か所で調査を行っている。モニタリングの実施にあたっては地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

(2) 温泉資源の適正利用

近年、再生可能エネルギーの普及促進が求められる中、安定的な発電が見込まれる地熱発電への注目が高まっており、固定価格買取制度の創設以降、地熱発電を目的とした温泉掘削が急増している。

再生可能エネルギーに対する社会的要請を踏まえ、温泉資源を有効活用するための環境を整備するとともに、無秩序な開発による温泉資源の衰退化を防止するため、一定の条件の下で地熱発電目的の温泉掘削を行う場合に、温泉モニタリング調査の実施や地域との合意形成の推進などを定めた「地熱発電を目的とした温泉掘削申請に係る審議基準」を新たに制定し、平成26年10月に温泉部会内規を改正した。

平成26年7月には、温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について、最新の医学的知見を踏まえ、温泉の一般的禁忌症（浴用）から「妊娠中（とくに初期と末期）」が削除されるなど、32年ぶりに改訂された。併せて、温泉成分の分析方法や療養泉を定義する鉱泉分析法指針も改訂され、これまで療養泉の泉質は11種類に分類されていたが、新たに含よう素泉が追加され、含アルミニウム泉及び含銅－鉄泉が削除されることにより、10種類に分類されることになった。

第3項 多目的利用と温泉地づくり

近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。

特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいを目的とした各種公共施設の整備が進められている。

大分県の温泉は日本一の源泉数と湧出量を誇つ

ているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。

温泉の湧出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などについて、各種施策の基礎資料とするため、科学的見地から調査研究を推進している。調査研究の成果については、行政での活用に加え、民間の事業活動や、さらなる調査研究の基礎資料として利用されるよう、図書館等への配布やホームページに掲示する等、情報提供を行っている。

1 温泉に関する調査研究

(1) 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会」（事務局：自然保護推進室）は、学識経験者、県及び温泉が湧出している市町村等を会員として構成されており、昭和24年の発会以来、継続して県内の温泉の湧出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき研究している。

平成27年度は、次の13テーマについての調査研究を行った。

- 日田市内の温泉の現況調査
- 別府湾堆積物とその供給系
- 天満温泉（別府市）の泉質モニタリング
- 大分市の温泉の分類とその分布
- 姫島火山群の第四紀溶岩中の地殻起源捕獲岩の地球化学的特徴2
- 大分県内の火山岩類の化学・Sr-Nd同位体組成（その1）鶴見岳・由布岳
- 大分県万年山周辺の表層電気伝導度分布
- 地域資源としての共同浴場に関する研究
- 温泉藻類RG92のメタボリックシンドロームに対する効果の検証
- 大分県内のメタンガス検出地域の分布
- 温泉施設の転倒に関する調査報告
- 別府温泉の安定同位体比分析報告書
- 別府・由布地域における泉質の分布状況について

これらの平成27年度の調査研究の成果については、大分県温泉調査研究会報告第67号（平成28年8月発行）及び研究発表会（平成28年8月25日開催）で報告された。

また、平成21年度から県内の各温泉地で、温泉資源の保護及び有効利用について啓発するため、これまで、別府、竹田、由布院、宝泉寺、湯平及び天ヶ瀬温泉地域で、地域別懇談会を開催している。平成24年度は、これまでに行った懇談会の総括として、別府市で

「豊かな温泉資源を未来に継承するおんせん
県おおいたシンポジウム」を開催した。

(2) 大分県温泉調査報告

大分県内における温泉分析の登録分析機関
が行った県内の温泉の分析結果について、平
成27年度分をとりまとめて「大分県温泉調査
報告第67号」として発行した。